

小児保健医療センター療育部の定員の変更について

平成30年3月に策定した「滋賀県立小児保健医療センター基本計画」において、「通所児の定員について、現在の実態と今後支援が必要となる児童数の見込みを考慮して見直しを進める」こととしており、検討の結果、下記のとおり定員の変更を行うこととした。

1 変更の内容

(1) 定員

現在 70人 → **変更後** 30人

(2) 理由

市町の児童発達支援センターなど身近な地域で療育を提供する体制の整備が進んでいる一方、医療的ケア等の専門的な支援の必要性は依然として高く、療育部の利用児童数は近年概ね30人で推移していることから、今後も同数程度の利用に対応する児童定員とする。

(参考) 療育部の利用児童の実績

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1日あたりの 最大契約児童数	26人	29人	29人	32人	30人	28人	30人	26人

※1日あたりの最大契約児童数とは、利用契約に基づく1日あたりの最大児童数をいう。医療的ケア児や重症心身障害児は体調不良等による急な欠席があるため、平成22～29年度における1日あたりの最大利用児童数は29人となっている。

- (3) 利用児童の実態をもとに定員を設定し、これまでと変わらない体制で支援を継続することとしているため、利用児童に対する影響は生じない。

2 定員変更の手続

「滋賀県病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正する。

旧	新								
第1条～第14条第1項 省略 2 前項に規定する施設の定員は、次のとおりとする。	第1条～第14条第1項 省略 2 前項に規定する施設の定員は、次のとおりとする。								
<table><tr><th>種別</th><th>定員</th></tr><tr><td>児童発達支援センター</td><td><u>70</u>人</td></tr></table>	種別	定員	児童発達支援センター	<u>70</u> 人	<table><tr><th>種別</th><th>定員</th></tr><tr><td>児童発達支援センター</td><td><u>30</u>人</td></tr></table>	種別	定員	児童発達支援センター	<u>30</u> 人
種別	定員								
児童発達支援センター	<u>70</u> 人								
種別	定員								
児童発達支援センター	<u>30</u> 人								
第15条 省略	第15条 省略								

3 今後の予定

- ・平成30年12月 保護者への説明
- ・平成31年2月 県議会2月定例会議に条例案上程
- ・平成31年4月 施行